

## 青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、震災発生等によるブロック塀等の倒壊を未然に防止し、通学路等の安全を確保し、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、危険なブロック塀等の除却・改修工事を行う者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造及び土塀等の圍障をいう。
- (2) 除却・改修工事 倒壊等の危険が認められるブロック塀等の除却又は除却を伴う代替施設の設置に係る工事

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する除却・改修工事とする。

- (1) 通学路（児童又は生徒が小学校又は中学校に通学するため使用する道路又は道で、安全を確保する必要があると青木村教育委員会が認めるもの）に面するブロック塀等
  - (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8に定める技術的基準に適合しないブロック塀等で、災害等の発生により倒壊する恐れがあると認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、通行人に対し危険な状態にあると村長が認めるブロック塀等の除却・改修工事にあつては、補助金の交付の対象とするものとする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
危険なブロック塀等の除却・改修工事に係る経費	補助対象経費の3分の2に相当する額（ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、その額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

### (補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 事業の対象となるブロック塀等の所有者
- (2) 村税の滞納がないこと。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書（新たな塀等を設置する場合にあっては、除却に係る内訳と新たな塀等の設置に係る内訳とが判別できる見積書）
- (2) 工事場所の位置図、工事内容を示す配置図（平面図、立面図）
- (3) 納税証明書

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付を決定し、青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業計画変更承認申請書（様式第3号）に補助金交付申請書に添付する書類のうち、計画変更にかかる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助対象経費の変更があるとき。
- (3) 工事が予定期間内に完了しないとき。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業計画変更承認通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第8条 交付決定者は、補助事業を中止又は取消をしようとするときは、青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業中止（取消）届（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業完了実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない

- (1) 工事の契約書及び領収書の写し
- (2) 施工前、施工中及び施工後の状態を撮影した写真
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 前項の書類は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の交付決定のあった日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 村長は、前条の規定により完了実績報告があったときは、完了実績報告書等の書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して 10 日以内に青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の取消）

第 12 条 村長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 土地・建築物の売買を目的とするブロック塀等の除却・改修工事であるとき。

（補助金の返還）

第 13 条 村長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときは、その返還を求めることができる。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 補助金額は、平成 31 年 3 月 31 日までの間、第 4 条の規定にかかわらず、補助対象経費の額（ただし、その額が 10 万円を超える場合は 10 万円とし、その額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 この要綱は、2021 年 3 月 31 日に一部改正。  
この要綱は、2026 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

年 月 日

青木村長様

申請者 住所

氏名

青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付申請書

青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 交付申請額の計算書

(単位：円)

事業内訳	総事業費	補助対象事業費	補助率	交付申請額
工事費				
計				

3 予定工期 年 月 日 から 年 月 日まで

4 工事の内容

(添付書類)

- (1) 工事見積書（新たな塀等を設置する場合にあつては、除却に係る内訳と新たな塀等の設置に係る内訳とが判別できる見積書）
- (2) 工事場所の位置図、工事内容を示す配置図（平面図、立面図）
- (3) 納税証明書

青住第 号  
年 月 日

様

青木村長

青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

交付条件

- 1 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに村長に申請してその承認を受けること。
  - (1) 補助対象経費の変更があるとき
  - (2) 施工箇所又は施工方法の変更があるとき
  - (3) 補助事業が期間内に完了しないとき
- 2 事業を中止又は取消をしようとするときは、村長に届け出ること
- 3 事業が完了したときは、速やかに村長に報告すること

年 月 日

青木村長様

申請者 住所

氏名

青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付申請書

年 月 日付け 青住第 号により交付決定の通知を受けた青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業計画を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

既交付決定額 円

変更（増減）額 円

2 交付申請額の計算書

事業内訳	総事業費	補助対象事業費	補助率	交付申請額
工事費	( )	( )		( )
	( )	( )		( )
計	( )	( )		( )

( ) は、前回交付申請額

3 変更後事業完了予定年月日 年 月 日  
(前回工事完了予定年月日 年 月 日)

4 変更理由

(添付書類)

補助金交付申請書に添付する書類のうち、計画変更に係るもの

青住第 号  
年 月 日

様

青 木 村 長

青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業の変更については下記のとおり承認し、これに伴う交付決定額を変更したので通知します。

記

交付決定額	円
既交付決定額	円
変更（増減）額	円

承認条件

- 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに村長に申請してその承認を受けること。
  - 補助対象経費の変更があるとき
  - 施工箇所又は施工方法の変更があるとき
  - 補助事業が期間内に完了しないとき
- 事業を中止又は取消をしようとするときは、村長に届け出ること
- 事業が完了したときは、速やかに村長に報告すること

様式第5号（第8条関係）

青住第 号  
年 月 日

青 木 村 長 様

申請者 住所

氏名

青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業中止（取消）届出書

年 月 日付け 青住第 号により交付決定の通知を受けた青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業を中止（取消）したいので届け出ます。

記

中止（取消）の理由



年 月 日

青木村長様

申請者 住所

氏名

青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業完了実績報告書

年 月 日付け 青住第 号により交付決定の通知を受けた青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

補助金精算額 円

2 交付申請額の計算書

(単位：円)

総事業費	補助対象事業費	補助率	交付清算額

3 事業完了年月日 年 月 日

(添付書類)

- (1) 工事の契約書及び領収書の写し
- (2) 施工前、施工中及び施工後の状態を撮影した写真
- (3) その他村長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

青住第 号  
年 月 日

様

青 木 村 長

青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金確定通知書

年 月 日付け青住第 号で交付決定した青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金の額を下記のとおり確定します。

記

交付確定額 円

年 月 日

青木村長様

申請者 住所

氏名

青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付請求書

年 月 日付け青住第 号で補助金確定通知のあった青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金について、同補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店（所） 支店 支所
預金の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		